

親が拘禁されている子どもに関する欧州規則：2018年4月4日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第5号

九州刑事政策研究会（訳）

大谷，彬矩
立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構：専門研究員

<https://doi.org/10.15017/2534543>

出版情報：法政研究. 86 (2), pp.92-71, 2019-10-17. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

親が拘禁されている子どもに関する欧州規則

—2018年4月4日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第5号—

九州刑事政策研究会（訳）

はしがき

親が拘禁されている子どもに関する加盟国閣僚委員会の勧告（CM/Rec(2018)5）

勧告 CM/Rec(2018)5 の添付文書

第1部 定義、基本的価値及び範囲

定義

基本的価値

範囲

第2部 基本原則（1-7）

第3部 警察場留置、司法命令及び判決（8-11）

第4部 拘禁条件

入所（12-15）

分類、コミュニケーション、接触及び面会（16-31）

外出（32）

秩序、安全及び保安（33）

刑事施設の乳幼児（34-40）

執行計画及び釈放に向けた準備（41-43）

スルーケア（44）

施策の発展（45）

第5部 子ども及び拘禁されている親とともに、並びに彼らのために働く職員（46-48）

学際的及び多機関連携アプローチ（49）

第6部 監視 (50)

第7部 調査並びに子どもにやさしい実務及び施策の評価 (51-54)

第8部 メディア及び世論との協調 (55-56)

はしがき

1 本稿は、2018年4月に開催された欧州評議会（Council of Europe）の第1312回閣僚代理会議において採択された「親が拘禁されている子どもに関する加盟国閣僚委員会の勧告（Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents）（以下、「本勧告」と記す）を訳出したものである。本勧告の翻訳は、欧州評議会のウェブサイト⁽¹⁾に公開されている英語版を基本とし、規定の趣旨を明確にするために本勧告に関する説明的覚書の他、ドイツ語版⁽²⁾も参照した。さらに正確を期すため、これまで日本で公にされてきた、国際条約・国連準則及び欧州評議会による勧告の翻訳も可能な限り参照している。なお、翻訳中、〔 〕を付したものは、読者の理解を助ける意図から、翻訳者が補充したものである。

2 欧州地域の人権擁護機関である欧州評議会は、刑事司法及び少年司法制度運営のルールを整備するために、加盟国に対して積極的に勧告を行ってきた⁽⁴⁾。2019年5月末現在、47の加盟国を有する欧州評議会による勧告は、無視できない影響力がある。それは、欧州人権裁判所（European Court of Human Rights, ECtHR）に

(1) https://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectId=09000016807b3175（最終閲覧日：2019年7月31日）。

(2) Explanatory Memorandum to Recommendation CM/Rec(2018)5 of the Committee of Ministers to member States concerning children with imprisoned parents, CM(2018)27-add2.

(3) <https://rm.coe.int/empfehlungen-europarat-kinder-inhaftierter-eltern-translation-english/16808edc9b>（最終閲覧日：2019年7月31日）。

(4) 欧州評議会による刑事施設に関する勧告の翻訳資料として、次のものがある。第二東京弁護士会監獄法対策調査委員会編「ヨーロッパの被拘禁者処遇—ヨーロッパ刑事施設規則と関連決議」（悠久書房、1989年）、吉田敏雄「欧州刑事施設規則（1）（2）—2006年1月11日の欧州会議閣僚委員会勧告2号—」北海学園大学学術論集135号（2008年）95-114頁、136号（同年）117-137頁、九州少年法研究会（武内謙治＝斎藤司＝石田倫織＝相澤育郎）訳「制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則—2008年11月5日の欧州評議会閣僚委員会勧告第11号—」法政研究76巻3号（2009年）424-383頁 [F75-116]、九州刑事政策研究会（大谷彬矩）訳「刑事施設職員のための欧州倫理規程—2012年4月12日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第5号—」法政研究83巻1・2号（2016年）222-209頁 [F45-58]、九州刑事政策研究会（大谷彬矩）訳「刑事施設における外国人被収容者に関する欧州規則とコメンタリー」法政研究83巻1・2号（2016年）208-140頁 [F59-127]、九州刑事政策研究会（大谷彬矩）訳「行刑局による終身刑及びその他の長期刑受刑者のマネジメント—2003年10月9日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第23号—」法政研究84巻4号（2018年）1086-1069頁 [F21-38]。

よる判例が勧告に言及していることから明らかな⁽⁵⁾である。また、加盟国の中には、その刑法立法過程において勧告を参照しているものもある⁽⁶⁾。2015年に改訂された国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルールズ⁽⁷⁾）と比較しても、勧告の内容は高水準かつ具体的であり、欧州評議会のオブザーバー国である日本にとっても、指針として参照することが期待される。

3 欧州評議会において、親が拘禁されている子どもに関する勧告の策定が求められた背景は、次の通りである⁽⁸⁾。

欧州評議会の加盟国において、刑事施設に親が拘禁されている子どもの数は、約210万人と見込まれている。これらの子どもに対しては、心理的、感情的、実務的理由から、拘禁を原因として分離されている親と接触を維持する必要があるが、このことは、法的義務としても求められる。国連子どもの権利に関する条約は、9条3項で次のように定める。「締約国は、子どもの最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている子どもが定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」。しかし、法的な義務の存在にもかかわらず、加盟国における刑事施設の設備および施策は、親との接触を維持する子どもの権利を保障するには十分なものとなっていない。また、それらの子どもたちは、世間の関心の外にあり、国際レベルおよび欧州地域レベルで信頼できる関連データが不足しているという事実によって、状況は悪化している。結果として、現在、親の拘禁が引き起こし得る潜在的害悪を防止するためにとられるべき措置が、多くの欧州諸国で不十分な状態なのである。

その一方、欧州評議会は、この分野におけるルール整備に着手してきた。欧州地域における行刑基準として勧告した欧州刑事施設規則において、子どもは、「その最善の利益に相応するときのみ、刑事施設の親のもとにとどまることが許され

(5) 例えば、仮釈放のない無期刑は欧州人権条約3条に違反すると判示した、欧州人権裁判所のウィンター判決は、行刑当局による終身刑及びその他の長期刑受刑者のマネジメントに関する勧告(Rec(2003)23)と条件付仮釈放(パロール)に関する勧告(Rec(2003)22)を参照している。*Vinter and others v the United Kingdom*, 9 July 2013 [GC], appl. nos. 66069/09, 130/10, 3896/10.

(6) ドイツ連邦共和国では、連邦を構成する州が行刑について、それぞれ独自の州法を制定している。3つの州が受刑者の作業義務を廃止し、そのうちラインラント・プファルツ州とザクセン州の立法理由書は、廃止の理由の一つとして、受刑者の労働を刑罰のために使用しないことを規定する欧州刑事施設規則に関する勧告(CM/Rec(2006)2)に対応することを挙げている。Landtag Rheinland-Pfalz, Drs. 16/1910, S. 127 f; Sächsischer Landtag, Drs. 5/10920, S. 2.

(7) UN-Doc A/Res/70/175.

(8) Explanatory Memorandum, *supra* note 2), pp. 45. Children of Prisoners Europeのウェブサイト (<https://childrenofprisoners.eu/>) も参照（最終閲覧日：2019年6月2日）。

る」(36.1)と定めている。⁽⁹⁾また、その趣旨は欧州評議会による他の勧告でも徹底され、例えば、外国人被収容者に関する加盟国閣僚委員会の勧告では、刑事施設に留まることが外国人被収容者の乳幼児にとって最善の利益になるか否か判断する際の考慮要素(刑事施設の環境、施設外の環境、子どもの法定後見人の意見)が示されている。

これらの勧告の根拠となっているのは、子どもが刑事施設で育つことに関する科学的調査に基づく事実である。最初の数か月における母親との分離は、幼児期の数年でさえ、他者に対する愛着障害、感情の制御およびパーソナリティ障害を含む長期間の困難を引き起こす可能性があるため、非常に有害であり得るとの研究が参照されている。その上で、仮に、若年の子どもたちの発達が刑事施設のような閉塞的な環境への拘禁の結果として損なわれるとしても、母親との分離による負の影響は、母親と留まることよりも大きいとの結論を導いた。⁽¹¹⁾

親が拘禁されている子どもにさらにフォーカスする契機となったのは、2015年および2016年に開催された行刑局及びプロベーション局長会議(Conference of Directors of Prison and Probation Services, CDPPS)であった。この会議において、欧州地域の親が拘禁されている子どものために活動する団体であるコープ(Children of Prisoners Europe, COPE)のメンバーにより、親とともに刑事施設に在る子どもの問題に関する報告が行われた。このテーマは参加者の強い関心を集め、結果として、欧州評議会の犯罪問題委員会(Committee on Crime Problems, CDPC)は、肯定的な親子関係を維持し、発展させるために、子どもとその親が直面する課題に取り組む方法に関して、47の加盟国すべてに適用される基準を規定する勧告の草稿を、下部組織である行刑学協力会議(Council for Penological Cooperation, PC-CP)に作成するよう委任した。

勧告策定の第一段階として、2017年2月から、親が拘禁されている子どもに関する国ごとの規定を調査するために、すべての加盟国の刑事執行機関に質問書を送付し、回答を受け取った。⁽¹²⁾行刑学協力会議はコープと協働しながら策定作業を進め、

⁽⁹⁾ Recommendation CM/Rec (2006) 2 on the European Prison Rules.

⁽¹⁰⁾ Recommendation CM/Rec (2012) 12 of the Committee of Ministers to member States concerning foreign prisoners.

⁽¹¹⁾ Recommendation 1469 (2000) of the Parliamentary Assembly of the Council of Europe "Mothers and babies in prison".

2017年11月6-8日の第7回総会で親が拘禁されている子どもに関する勧告の草稿を提出した。いくつかの修正が行われた後、勧告の最終稿は、2018年4月4日に開催された欧州評議会の第1312回閣僚代理会議において採択されたのである。

4 本勧告の目的は、親が拘禁されている子どもについて、注意を喚起し、関心を高め、国家およびその他の機関による適切な活動を促進することである。さらに、親が拘禁されている子どもが個人として、かつ組織的に扱われるようにすることも目的に含まれる。⁽¹³⁾ 子どもの権利およびニーズは、刑事司法手続の各段階で考慮され、保護されなければならない。ゆえに、本勧告は、拘禁されている親だけでなく、警察、司法およびその他の刑事司法機関も、特に子どもの人権を尊重する義務を負う者として位置付けている。

親が拘禁されている子どもに関する問題は、子どもが親とともに刑事施設にいる場合と、子どもが社会にいる場合とに分かれる。日本では、刑事施設内における子どもの養育に関しては、刑事施設処遇法66条に基づき、女子被収容者が申出をして刑事施設の長が相当と認めるときは、子が1歳（特に必要があるときは1歳6月）に達するまで刑事施設内で養育することが認められているものの、刑事施設内で養育が行われているケースはほとんどない。⁽¹⁴⁾ すなわち、子どもは幼くして親との分離を強いられる。刑事施設外にいる子どもに関しては、現行法においても特段の配慮は⁽¹⁵⁾なく、考慮の外に置かれている。

そこで、わが国において、不十分であったか、取り立てて検討されてこなかった点について、本勧告の内容を重要な手がかりとすることが期待できる。刑事施設内における子どもの養育に関しては、子どもの状況に関する入所時の調査（5, 13）、親子の分離（38, 40）の点で参考になると思われる。刑事施設外にいる子どもについては、面会等に対する特別な配慮（16-31）、育児支援（41）の点を検討する際に役立つ。特に、子どもとの面会に関して、面会の回数、時間の増大のみでなく、親子関係を緊密にするために、帰省のための外出や、-halfウェイ・ハウスなどの利

⁽¹²⁾ この質問書の内容および回答は、説明的覚書に添付されている。Explanatory Memorandum, *supra* note 2), Appendix 2.

⁽¹³⁾ Explanatory Memorandum, *supra* note 2), p. 5.

⁽¹⁴⁾ 刑事施設内での子どもの養育の困難さを指摘するものとして、西田麻衣子「刑事施設内における子の養育 子の最善の利益からの一考察」地域保健50巻1号（2019年）40-43頁を参照。

⁽¹⁵⁾ 矢野恵美「受刑者を親にもつ子どもについて考える」刑政128巻1号（2017年）14-29頁。

用が推奨されている点(42)は、今後、一步進んだ議論を行う際に参考になるであろう。

(大谷 彬矩)

親が拘禁されている子どもに関する加盟国閣僚委員会の勧告(CM/Rec(2018) 5)

(2018年4月4日、第1312回閣僚代理会議にて、閣僚委員会により採択)

閣僚委員会は、欧州評議会規程第15条b項により、

欧州評議会の目的が、特に、共通の利益の問題に関する法律を調和させることを通して、加盟国間のさらなる統一を図ることにあることを考慮し、

加盟国において多くの子どもの親が刑事施設に拘禁されていることを考慮し、

親が拘禁されている子どもがすべての子どもと同等の権利を有することを改めて主張し、

通常の家族関係を維持することの障害が、親の拘禁と、良質の家族との接触の欠如、スティグマ並びに拘禁の経済的、実務的及び心理的影響のような要素のためにこれらの子どもとその親が直面する困難によって引き起こされることを認識し、

親の拘禁が子どもに与える影響と刑事施設が子どもにとって困難な環境であるという事実を認め、

子どもと親の関係が常に肯定的で健全ではないことも考慮し、

親の拘禁が子ども及び親の能力に与える回避できる有害な影響を軽減し、子どもの発達を守り、適切な場合には、家族の再統合を援助する目的で、すなわち、親が拘禁されている子どもが傷つきやすく、彼らのニーズと権利の考慮が「欧州評議会子

どもの権利のための戦略（2016-2021）」の構成要素であり、横断的、学際的な国家の子ども保護と福祉戦略の一部を成すべきことを認識し、

子どもとその拘禁されている親との間の接触が、肯定的な影響を子ども、拘禁されている親、刑事施設職員及び環境、そして究極的には社会に与えることと、個々の子どもの権利及びニーズの尊重と拘禁されている親との接触の質が刑事施設における安全の確保、保安及び秩序と矛盾しないことを確信し、

他の親子のそれと同等の機会を与えるために、子どもとその拘禁されている親の特別なニーズが考慮に入れられるべきであることを考慮し、

以下の欧州評議会の法的文書

- 一人権及び基本的自由の保護に関する条約（ETS No. 5）
- 子どもに関わる面接交渉に関する欧州評議会条約（ETS No. 192）
- 受刑者移送条約（ETS No. 112）
- 受刑者移送条約の追加議定書（ETS No. 167）
- 量刑における一貫性に関する加盟国閣僚委員会の勧告（Rec（92）17）
- 刑事施設におけるエイズ及び関連する健康上の諸問題を含む伝染病の管理についての刑事施設及び犯罪学上の問題に関する加盟国閣僚委員会の勧告（Rec（93）6）
- 制裁又は措置の実施に関与する職員に関する加盟国閣僚委員会の勧告No.R（97）12
- 欧州評議会議員会議の勧告1469（2000）「刑事施設における母親と乳幼児」
- 条件付仮釈放（パロール）に関する加盟国閣僚委員会の勧告（Rec（2003）22）
- 欧州刑事施設規則に関する加盟国閣僚委員会の勧告（CM/Rec（2006）2）
- 勾留の適用、適用条件及び濫用に対する予防策の用意に関する勧告（Rec（2006）13）
- 制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則についての加盟国閣僚委員会の勧告（CM/Rec（2008）11）
- 欧州評議会プロベーションルーズに関する加盟国閣僚委員会の勧告（CM/Rec（2010）1）
- 外国人被收容者に関する加盟国閣僚委員会の勧告（CM/Rec（2012）12）

—電子監視に関する加盟国閣僚委員会の勧告（Rec（2014）4）
—社会内制裁及び措置についての欧州規則に関する加盟国閣僚委員会の勧告（CM/
Rec（2017）3）
を考慮し、

欧州人権裁判所の関連する判例法も考慮し、

—子どもの権利に関する国連条約（1989）
—国連の外国人受刑者の移送に関するモデル協定及び外国人受刑者の処遇に関する
勧告（1985）
—女性被収容者の処遇及び女性の法違反者に対する非拘禁的措置に関する国連規則
（バンコク・ルールズ）（社会権規約委員会決議2010/16）
—国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラルールズ、2015）
—国連子どもの権利委員会「親が拘禁されている子ども」に関する一般的討議の際
の報告書及び勧告（2011）
—欧州連合基本権憲章（2009）
—欧州連合における施行目的のために拘禁刑又は自由の剥奪を伴う措置を科す判
決に対する相互承認原則の適用に関する欧州連合理事会枠組み決定（2008/909/
JHA）
—プロベーション措置及び代替的制裁の監督を目的とする判決並びにプロベー
ション決定に対する相互承認原則の適用に関する欧州連合理事会枠組み決定
（2008/947/JHA）
—一時的な留置の代替策としての監督措置に関する決定に対する相互承認原則につ
いて欧州連合加盟国間での適用に関する欧州連合理事会枠組み決定（2009/829/
JHA）
に留意し、

加盟国における刑罰政策、量刑実務及び刑事施設全体の管理が、親が拘禁されてい
る子どもの支援及び保護に関して、共通して承認された基準及び原則によって導か

れる必要があることを考慮し、

子ども及び拘禁されている親の権利及びニーズの尊重において、国家機関、特に裁判官、検察官、行刑当局、プロベーション機関、警察及び児童福祉機関並びにその他の支援機関に指針を示すために、追加の倫理的でプロフェッショナルな基準を発展させる必要があることを承認し、

加盟国の憲法上の諸原則、法の伝統及び司法の独立を考慮し、

様々な官庁及び機関が、親の拘禁によって影響を受ける子どもと接触することと、そのような機関が、欧州評議会の基準と合致した、首尾一貫した一連の指針となる原則を必要とすることを承認し、

加盟国政府が、

一この勧告の添付文書に含まれる規則による立法、政策及び実務に導かれ、

一この勧告及びその文言に関する説明的報告書が翻訳され、子ども及びその拘禁されている親が入手できるだけでなく、あらゆる関連する官庁、機関、専門職及び団体に、可能な限り広く、より専門的に普及されるよう確保することを勧告する。

勧告CM/Rec (2018) 5の添付文書

第1部 定義、基本的価値及び範囲

定義

本勧告において：

- a. 「子ども」とは、18歳未満の者のことをいう。
- b. 「刑事施設」とは、主として被疑者又は受刑者の拘禁のために設けられた施設

のことをいう。

- c. 「拘禁されている親」とは、(国の法律によって認められた) 刑事施設に拘禁されている親のことをいう。
- d. 「刑事施設の乳幼児」とは、刑事施設内で生まれ、及び／又は親とともに生活する非常に幼い子どものことをいう。
- e. 「世話人 (caregiver)」とは、日常的に子どもの世話をし、責任を持つ者のことをいう。
- f. 「司法機関」とは、裁判所、裁判官又は訴追官のことをいう。

基本的価値

本勧告は、以下のことに基づいて記述されている：

- 子どもに関するあらゆる事柄において、子どもの権利及び最善の利益は優先的に考慮され、親が拘禁されている子どもは犯罪を行ってはいないことに留意するべきであり、その行動又は疑わしい行動、その親の結果として、法に抵触していると扱われるべきではない。
- すべての子どもは、差別を受けず、その親の法的地位にかかわらず、国連子どもの権利条約の、最善の利益を保護される権利、発達する権利、意見を尊重される権利、親との個人的関係及び定期的に直接的接触を維持する権利を含む、あらゆる権利の行使を保障されている。
- 親としての役割を果たし、子どもに対する積極的な経験を促進する義務及び権利を有する、拘禁されている親との情緒的及び継続的關係を維持する権利及び必要性を保護する必要がある。
- 子ども、家族、親子関係及びこの関係における拘禁されている親の役割は、拘禁中及び拘禁後にサポートを必要とする。刑事施設に親が拘禁されている子どもをサポートするあらゆる干渉及び措置並びにその親との関係は、子どもに対するステイグマ及び差別をもたらさないようにするべきである。
- 自覚を促すような措置及び文化的な変化並びに社会的統合は、親の拘禁から生じる偏見及び差別を克服するために行われる。

範囲

この勧告は、親が拘禁されているすべての子どもに適用し、親とともに刑事施設で生活する乳幼児を含む。

第2部 基本原則

1. 親が拘禁されている子どもは、その人権を尊重し、特定の状況及びニーズに注意した扱いを受けるものとする。それらの子どもは、彼らに影響を与え得る決定に関して、直接的又は間接的に、考えを聴いてもらう機会を与えられるものとする。子どもの保護を確保する措置は、子どもの最善の利益、家族生活及びプライバシーの尊重を含み、拘禁の開始及び釈放後の拘禁されている親の役割を支援する措置であるために不可欠なものとする。
2. 拘禁刑が予定されている場合、影響を受ける子どもの権利及び最善の利益は、考慮されるものとし、特に親が〔子どもにとって〕最も重要な世話人である場合、拘禁の代替策が、できる限り及び適切に利用されるものとする。
3. 親が拘禁されているときはいつでも、その子どもと距離の近い施設に分類することについて、考慮されるものとする。
4. 受刑者を、その子どもが居住する国に、又は居住する国から移送することを決定するとき、移送される者の社会復帰目的を審査する場合に、最善の利益について適切に考慮されるものとする。
5. 行刑当局は、入所時に、被收容者の子どもに関する情報を収集し、及び把握することに努めるものとする。
6. 国家機関は、親が拘禁されている子ども及びその家族が、必要に応じ、接触

を維持するために事業遂行上の財政的な支援を提供することを含め、特定の状況及び特別なニーズに効果的に対応することができるよう支援するために、公的機関及び市民団体に十分な資源を提供することに努めるものとする。

7. 子ども関連施策に関する適切な訓練、実務及び手続は、子ども及び拘禁されている親と接触するあらゆる職員に提供されるものとする。

第3部 警察場留置、司法命令及び判決

8. 親の拘禁が子どもに与え得るあらゆる影響が警察によって正当に考慮されるべきである。そのような事例において、可能であれば、拘禁は、子どもがいないときに、最大限、子どもに配慮した方法で実施されるべきである。

9. 拘禁又は勾留されている親との接触の制限は、親との接触を維持する子どもの権利を尊重するような方法で、課されるものとする。

10. 司法の独立性を妨げることなく、司法命令又は判決が親に下される前に、その子どもの権利及びニーズ並びに子どもに対する潜在的影響が考慮されるものとする。

11. 子どもの人生において重要な出来事—例えば、誕生日、学校の最初の登校日又は入院—は、拘禁されている親に外出を認める際に考慮されるべきである。

第4部 拘禁条件

入所

12. 入所前、又は入所時に、子どもの養育責任を有する個人は、子どもの最善の利益を考慮して、それらの子どもたちのための取決めをすることができるものとする。

る。

13. 入所時に、行刑当局は、受刑者の子どもの人数、年齢、及び現在の主要な養育者を記録するべきであり、この情報を最新のものに維持するよう努力するものとする。
14. 入所時及び受刑者の移送時に、刑事執行機関は、その子ども（と子どもの養育者）に拘禁及び所在について知らせることを希望する受刑者を援助し、又はそのような情報が彼らに送られることを確保するものとする。
15. 可能な限り、接触及び面会の態様、手続及び内部規則について、子どもにやさしい方法並びに必要に応じて異なる言語及び形式において、援助及び情報が刑事施設によって提供されるべきである。

分類、コミュニケーション、接触及び面会

16. 司法運営が要求すること、安全及び保安に関する考慮に加えて、拘禁されている親の特定の刑事施設への分類は、適切な限りで、子どもの最善の利益に照らして、経済的又は地理的に不当な負担を負うことなく、親子の接触、関係及び面会を維持することを促進するように行われるものとする。
17. 子どもは、通常、親の拘禁後一週間以内に、それ以降は定期的及び頻繁に、拘禁されている親と面会することが許されるべきである。子どもにやさしい面会は、原則として一週間に一回認められるべきであり、必要に応じて、とても若い子どもに対しては、より短い間隔で、より頻繁な面会が許されるべきである。
18. 面会は、子どもの人生の他の要素、例えば、登校などを妨げることのないように調整されるものとする。仮に毎週の面会が実現できなければ、親子の交流を充実したものにするために、頻繁ではないが比較的長時間の面会が促進されるべき

である。

19. 養育者が子どもの面会につき添うことができない事例において、この分野で活動する、資格を有する専門家若しくは団体の代表者又は他の適切な人物が付き添うなどの代替策が模索されるべきである。
20. 子どもが安全であること、歓迎されていること及び尊重されていることを感じることができる、子どものためのスペースが、刑事施設内の待合室及び面会室（ボトルウォーマー、おむつ替え用テーブル、玩具、本、お絵描き道具、ゲームなどがある）に設けられるものとする。刑事施設での面会は、親と遊びやすく、交流しやすい環境を提供するものとする。できる限り通常の設備において、親子関係の促進、維持及び発展を目的として、面会は拘禁施設の周辺で行うことを許すことが考慮されるべきである。
21. 特別なニーズを有する子どものためにアクセス及び面会を容易にすることを含め、子どもの尊厳及びプライバシーの権利が面会の文脈で尊重されることを確保するための措置がとられるべきである。
22. 子どもの親が自宅から遠く離れた所に拘禁されているとき、面会は、受刑者に面会の権利を付与することを含む柔軟な方法で、配慮されるものとする。
23. 子どもに対するいかなるセキュリティ・チェックも、子どもの身体的及び心理的統合並びに安全の権利だけでなく、子どもの尊厳及びプライバシーの権利を尊重する、子どもにやさしい方法において、実施されるものとする。子どもに対する、体腔検査を含む、いかなる介入的検査も禁止するものとする。
24. 面会前の受刑者のいかなる検査も、面会の間、子どもと積極的に交流できるようにするために、人間の尊厳を尊重する方法で行われるものとする。子どもにとってトラウマになることもあり得るため、可能な限り、子どもは拘禁されてい

る親を差し置いて、面会場所を離れることが認められるものとする。受刑者が刑事執行機関によって衣服を提供される場合、この衣服は、特に子どもとの面会の間、親の尊厳を傷つけるものであってはならないものとする。

25. 国内法及び実務にしたがって、対面の面会の合間に、情報及びコミュニケーション技術（ビデオ会議、携帯及びその他の電話システム、ウェブカム及びチャット機能を含むインターネットなど）の使用が援助されるものとし、過剰な費用を必要とするべきではない。拘禁されている親の資力では子どもとのコミュニケーションが実現できないのであれば、コミュニケーションにかかる費用が援助されるものとする。
26. 子どもの電話の発受及びその他のコミュニケーション形式のための規則は、拘禁されている親と子ども間のコミュニケーションを最大化するために柔軟に適用されるものとする。可能であれば、子どもは、拘禁されている親との電話による会話のイニシアチブをとることを認められるべきである。
27. 拘禁されている親で希望する者には、子どもの最善の利益に沿わない事案を除き、学校及び健康福祉事業団体とのコミュニケーション及び意思決定を含んだ育児に実質的に参加することを可能にする配慮措置がとられるべきである。
28. 親子の活動は、定期的な面会に加えて、特別な機会（母の日、父の日、年末休暇など）のために増やされた刑事施設面会及び親子関係を促進するその他の面会を含むべきである。雰囲気正常化する努力において、そのような機会に刑事施設職員及びその他の職員が面会エリアにおいて堅苦しくない服装をすることが考慮されるべきである。
29. 子どもは、それが可能であり、子どもの最善の利益に適うならば、適切な大人の援助を得て、拘禁されている親が過ごすエリアについて、親の居室を含む情報（映像を含む）にアクセスする、又は受け取る機会を提供されるものとする。

30. 拘禁されている親がその子どもと定期的及び意義のある接触及び関係を維持すること、それゆえ、それらの発展の保護が奨励されることを可能とされるようにする。被收容者とその子どもとの間の接触に課される制限は、制限が子どもに与え得る消極的な影響を緩和するため、及び拘禁されている親との情緒的及び継続的な絆を保護するために、できる限り最短の期間、例外的にのみ実施されるものとする。
31. 子どもの直接的接触の権利は、拘禁されている親に対して規律違反による制裁又は措置が行われている事案においてさえも、尊重されるものとする。保安上の要請から厳重に接見交通の禁止を必要とする事案では、親子の絆が守られることを確保するために追加の措置がとられるものとする。

外出

32. しばしば有害な刑事施設環境から子どもを保護すること、親が帰ってくることに備えて準備すること及び子どもの人生における重要な出来事に親を立ち合わせることを目的として、可能であれば、被收容者に対して、帰省のための外出（home leave）が与えられ、及び促進されるべきである。このことは、釈放時に、彼らの親としての役割及び責任を十分に回復する準備のためにより多くの機会を与えるものであり、釈放前の時期に特に重要である。

秩序、安全及び保安

33. 子どもの保護とウェル・ビーイングを確保するために、受刑者、その子ども及び家族、刑事施設職員又は刑事施設で働く者若しくは刑事施設を訪問する者の間で、お互いに対する敬意と寛容さを高め、潜在的に有害なふるまいを予防する、あらゆる努力が行われるものとする。秩序、安全及び保安、特にダイナミック・セキュリティは、刑事施設内の友好的で積極的な雰囲気維持するあらゆる努力を支持する。

刑事施設の乳幼児

34. 達成できる最高の水準の健康についての子どもの権利を保障するために、出産前後のヘルスケア、援助及び情報が拘禁されている母親に提供されるものとする。妊娠した女性は、刑事施設外の病院で出産することが許されるものとする。拘束具は、陣痛時、出産時及び出産直後には決して用いられないものとする。刑事施設における出産前後のケアのための配慮措置及び設備は、実行可能な限りにおいて、文化的多様性を尊重するものとする。
35. 拘禁されている母親を親として生まれた子どもは、遅滞なく出生登録され、出生証明書を発行し、それらは無料で、適用できる国内の、及び国際的な基準を満たすものとする。出生証明書は、その子どもが刑事施設で生まれたことに言及しないものとする。
36. 乳幼児は、国内法と関連し、及び一致した、乳幼児の最善の利益に合致しているときにのみ、親と刑事施設に滞在し得る。乳幼児がその親と刑事施設に滞在することを許可するために関する決定は、事例ごとに行われるものとする。刑事施設で親とともにいる乳幼児は、被収容者として扱われないものとし、あらゆる子どもたちと等しい権利並びに、可能な限り、等しい自由及び機会を有するものとする。
37. 親とともに刑事施設にいる乳幼児の、日中及び夜間収容用の居室を含む、ケアのための配慮措置及び設備は、子どもにやさしいものとし、以下のものであることとする：
- 乳幼児の最善の利益及び安全が、その発展、行使、非差別に関するものを含む権利及び意見を聴かれる権利と同様に、優先的考慮事項であることを確保し、
 - 地域社会の健康サービスと協働して、子どもの福祉を守り、並びに継続的なヘルスケアサービスに関する条項を含む健康上の発達と、子どもの発達を見守るために適切な専門家の調整を促進し、

- 乳幼児が刑事施設の屋外に自由に出ることができ、適切な同伴者とともに外部にアクセスし、及び保育所に行くことを確保し、
- できる限り正常に親子関係の発達を許容して子どもに対する適切な親の責任を果たすことを可能にし、及び拘禁されている親に子どもと過ごす機会を最大限提供することによって子どもとその親の間の愛着を促進し、
- 乳幼児とともに生活している拘禁中の親を支援し、刑事施設及び屋外の両方で、子どもを世話する機会、食事を作る機会、保育所に通う準備をする機会及び子どもと遊ぶ機会を確保することによって、親としての能力の発達を促進し、
- 乳幼児が、できる限り地域社会で享受できる水準に近いサービス及び支援にアクセスすること並びにそのような子どもの育成のために提供される環境を刑事施設外の子どものそれにできる限り近づけることを確保し、
- 乳幼児の最善の利益に適わない場合を除き、刑事施設外に住んでいる親、兄弟姉妹及びその他の家族との接触が可能であることを確保するものとする。

38. 乳幼児が拘禁されている親から分離する時期についての決定は、個別的なアセスメント及び適用可能な国内法の範囲内で、子どもの最善の利益に基づくものとする。

39. 乳幼児の刑事施設外の生活への移行は、子どもに対する適切な代替的ケアの配慮措置が認められるときにのみ繊細さをもって行われ、外国籍の被收容者の事例では、適切な限りで、領事館職員と相談しながら行われるものとする。

40. 乳幼児が刑事施設の親から分離され、家族若しくは親戚に託され、又は他の代替養育の下に置かれた後で、子どもの最善の利益に沿わないときを除き、拘禁されている親と会うことができる限り多くの機会及び適切な手段が与えられるものとする。

執行計画及び釈放に向けた準備

41. 積極的な育児を促進するために、肯定的な親子関係を支援し、発展させるプロ

グラム及びその他の介入を含む執行計画が考慮されるものとする。具体的な支援及び学ぶ目的は、拘禁の間の親としての役割の維持及び、できる限りその行使、子どもに対する拘禁の影響の最小化、建設的な親子関係の発展と強化並びに釈放後の家族生活に向けて拘禁された親とその子どもに準備させることを含む。

42. 親子関係を高めるために、刑事執行機関は、帰省のための外出、開放的刑事施設、ハーフウェイハウス、電子監視並びに地域社会を基盤としたプログラム及びサービスなどの選択肢を可能な限り利用するものとする。それは、刑事施設から自由への移行を容易にし、スティグマを減少させ、早期の段階で家族との接触を回復させ、及び親の拘禁が子どもに与える影響を最小限にする。
43. 同じ目的で、早期釈放に関する決定は、被收容者の具体的な家族再統合のニーズだけではなく、彼らの養育責任を考慮するものとする。

スルーケア

44. 子どもの健全な発達を促進するため、及び元被收容者が子ども及び家族と再統合することを援助するため、刑事施設、プロベーション又は被收容者の支援を専門にするその他の機関によって支援及びケアが提供されるものとする。刑事執行機関は、プロベーション機関並びに／又は社会福祉事業団体、地域社会集団及び市民社会組織と協力して、地域社会で親としての役割を回復するための被收容者の特別なニーズを考慮し、釈放前及び釈放後の再統合プログラムを立案し、及び実施するものとする。

施策の発展

45. 行刑当局によって、又は行刑当局のために立案された、親子の接触及び関係に影響を与え得るいかなる新たな施策又は措置も、子どもの権利及びニーズに当然払うべき注意をもって発展されるものとする。

第5部 子ども及び拘禁されている親とともに、並びに彼らのために働く職員

46. 子ども及びその拘禁されている親と接する職員は、彼らの人権及び尊厳を尊重するものとする。行刑当局は、「子ども及び／又は家族担当職員」を選別し、任命し、配置するべきである。その役割は、子ども及び拘禁されている親の支援を含み、子どもにやさしい環境における面会を促進させ、特に新たに刑事施設の環境に直面した子どもに関しての案内及び情報を提供し、及び関連機関、専門家、並びに子ども及び拘禁されている親の問題に関する団体と連絡をとることである。
47. 子ども及びその拘禁されている親と接する職員は、子どものニーズ及び権利を尊重し、拘禁及び刑事施設環境が子どもに与える影響に注意する方法、拘禁されている親及びその子どもを支援し、彼らが直面する具体的な問題をより良く理解する方法、面会を子どもにやさしいものにする方法並びに子どもにやさしいやり方を子どもに問う方法を含む分野で、研修を受けるものとする。
48. 子ども及びその拘禁されている親に対して提供される支援、保護及びケアの効率と質を確保するために、職員研修プログラムは、エビデンスに基づくものであり、子どもに関する現行の国内法及び実務並びに国際的及び地域的人権法及び基準を反映し、定期的に改訂されるものとする。

学際的及び多機関連携アプローチ

49. 関連する国家機関は、拘禁されている親がいる子どもの、最善の利益を含む権利の支援及び保護を効果的に促進するために、多機関及び横断的アプローチを採用するべきである。これは、プロベーション機関、地域社会、学校、健康及び子どもの福祉サービス、警察、子どもの人権オンブズパーソン又は子どもの権利保護に責任を有するその他の職員との協力のみならず、その他の関連する機関と同様に、子どもとその家族への支援を提供する市民社会組織を含む。

第6部 監視

50. 子どもの人権オンブズパーソン又は子どもの権利保護に責任を有するその他の国家人権組織と同様に、管轄官庁は、親とともに刑事施設に生活する乳幼児を含む、親が拘禁されている子どもの権利及び利益の評価及び実施に関して、監視を行い、定期的に報告を行い、適切な措置をとるものとする。

第7部 調査並びに子どもにやさしい実務及び施策の評価

51. 親の拘禁、拘禁されている親との接触及び関係を子どもがどのように経験するかについて評価し、現在の施策及び実務に対して改善点を提案するために、親が拘禁されている子どもに関する学際的な及び多機関の専門家グループが組織されるものとする。

52. 刑事施設及び子どもの福祉資源からの統計データは、組織的に収集され、親が拘禁されている子どもに関する情報及びグッド・プラクティスの一覧表と一緒に公刊されるべきである。

53. この分野における施策の発展に寄与し、及びベスト・プラクティスを促進するために、基金により、親が拘禁されている子どもに関する調査を支援できるものとする。

54. 親が拘禁されている子どもに関する国際基準を含む、子どもにやさしい実務及び施策の実施は、定期的に再調査を行い、評価されるものとする。この再調査は、関係官庁、行刑当局、社会事業団体、子どもの人権オンブズパーソン及び子どもの人権保護に責任を有するその他の人権団体と関係し得るものであり、その他の関連する機関と同様に、市民社会組織を含む。

第8部 メディア及び世論との協調

55. メディアに対して、及びメディアによって提供される情報は、プライバシーの権利並びに子ども及びその家族の保護を侵害するもの及びデータ保護規則に抵触してはならず、いかなる報道も子どもにやさしい方法で行われるべきである。

56. メディア、専門家及び一般大衆には、影響を受ける子どもの数と、親の拘禁による影響に関する認識を強化し、親が拘禁されている子どもについての否定的なステレオタイプ及びスティグマを回避するために、信頼できる最新のデータ及びグッド・プラクティスの例を提供するべきである。

【付記】本稿は、公益財団法人 三菱財団の平成30年度助成による研究成果の一部である。

(大谷 彬矩)